

会津坂下町役場新庁舎建設の延期について

町は、未耐震および老朽化している本庁舎の現状や分散化している行政機能の集約化を図るべく、新庁舎整備を第五次会津坂下町振興計画の最重点事業に位置付け、平成34年度に建設する計画として基金への積み立てなどを進めてまいりました。

その過程で、熊本地震の発生により役場庁舎の防災拠点としての機能が重要であることから、国が財政的支援を行う「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されました。この事業は平成32年度までの着工が条件であり、財政的にも有利であることから建設時期を平成32年度に前倒しし、平成29年4月より建設へ向けた具体的な検討を始め、平成30年4月からは政策財務課内に庁舎建設準備室を設置し、本格的に新庁舎建設へ向けた基本構想・基本計画の策定作業を行ってまいりました。

しかし、新庁舎建設計画については、町の財政的裏付けが最も重要であることから、新庁舎建設が今後の町財政に与える影響を検証する必要性があり、平成31年度の実施計画策定作業を前倒しし、本町が現在行っている様々な事務事業の見直しを行い、新庁舎建設を進めた場合の財政シミュレーションを行ったところ、町民サービス、福祉の維持・向上が滞ってしまうおそれがあることが確認されました。

以上のことを踏まえ、新庁舎建設につきましては、町財政の健全化を確認したうえで実施することが適当であると判断し、苦渋の決断ながら平成32年度着工を延期することと決定いたしました。

しかしながら、老朽化した現庁舎は耐震性の観点からも防災拠点としての役割を果たすことができないため、新庁舎建設は最重点事業の位置付けとして継続して進め、実現に向けた様々な検討作業は引き続き行ってまいります。

施策として大きな変更ではありますが、町民皆様の御理解をお願いいたします。



道路管理へのご協力をお願いします

町内の道路は、整備されてから年数が経ち老朽化が目立ってきています。町では、道路パトロールを実施していますが、目が行き届かないところも生じます。毎日の通勤、通学に必要な大切な道路を使いやすく安全なものとするため道路管理へのご協力をお願いします。

①道路や歩道への樹木の張り出し、倒木などにご注意ください

道路や隣接地へ樹木が倒れるなどして、家屋や車両が破損する事故が発生しています。町で対応するのは、台風や大雨などによる倒木で通行に支障がある緊急時のみとなります。倒木の恐れがある木や道路へ張り出した枝などは、所有者が責任を持って日常管理を行うようお願いします。

万が一倒木などにより他者に損害を与えた場合は、所有者が損害賠償責任を問われることになります。大雨や強風により危険が予想される時は十分ご注意ください。



- 道路上に樹木や枝が張りだしている場合には、樹木の伐採または枝払いを行うこと。
- 傾いている木など倒木のおそれのある場合は、樹木の伐採を行うこと。
- 病害虫による松枯れ、ナラ枯れなどは、倒木の危険があるので防除伐採などの措置を行うこと。
- 強風、大雨、大雪の際は、危険がないか特に注意をはらうこと。

②道路上の異常（穴が開いている・水がでているなど）を見つけた時

道路の異常は、通行する車両、歩行者に対して重大な事故の原因となり大変危険です。下記のような異常、破損箇所を発見したら、建設課都市土木班へご連絡ください。

- 道路の穴、陥没、路肩が崩落している。
- 道路側溝、ガードレールなどの破損・道路や歩道への倒木。
- 大雨などにより水があふれて道路が通れない場合。



③道路や歩道に敷鉄板などを置くには、許可が必要です

工事などで道路や歩道に敷鉄板などを置きたい場合には許可が必要です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ 建設課 都市土木班 ☎84-1506】

「下水道排水設備工事責任技術者」登録更新講習・更新登録をお忘れなく

対象となる方は、忘れずに手続きを行ってください。（手続きを行わない場合は資格無効となります。）

対象（※）：現在所持している排水設備工事責任技術者証の登録期限が平成31年3月31日 登録番号（25-〇〇〇〇）の方

日 時：12月12日（水）

場 所：会津アピオ（会津若松市）

申込期間：10月1日（月）～11月6日（火） ※当日消印有効

※対象の方には、9月中旬頃に下水道公社より簡易書留にて通知しています。登録住所と現住所が異なる場合、通知が届かないことがありますので、変更がある方は下水道公社へご連絡ください。

【問い合わせ・申し込み（公財）福島県下水道公社 業務部企画管理課 ☎024-524-3510】

職員の給与の状況

●人件費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成 30 年 3 月 31 日) (人)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費 (B/A) (%)	前年度 人件費率 (%)
16,256	7,543,339	124,981	1,321,713	17.5	17.1

※人件費には、特別職等に支給される給料、報酬等を含む

●職員給与費の状況（一般会計予算）

職員数 A	給与費				1 人当たり給与費 (B/A) (千円)
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)	
156 人	587,829	219,839	234,050	1,041,718	6,677

※給与費は平成 30 年度当初予算に計上された額

●職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額(円)	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均年齢(歳)
315,777	41.8	301,900	59

●職員の初任給の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

	大学卒	短大卒	高校卒
法定初任給額(円)	190,100	169,500	154,900
採用 2 年経過給料額(円)	207,000	192,000	171,000

●職員の在職年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

区 分		在職年数 7 年以上 10 年未満 (円)	在職年数 10 年以上 15 年未満 (円)	在職年数 15 年以上 20 年未満 (円)
一 般 行 政	大学卒	254,220	291,250	326,244
	短大卒	該当者なし		324,533
	高校卒	該当者なし		312,438

●階級別職員数の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な職務	主事	副主査	主任主査	副主幹	課長	課長	技能労務職
職員数 (人)	34	21	63	44	8	1	1
構成比 (%)	19.77	12.21	36.63	25.58	4.65	0.58	0.58

※派遣・指導主事含む

●特別職の報酬などの状況

区 分		給料月額等(円)	期末手当		
給 料	町 長	557,200	【平成 30 年度支給割合】		
	副町長	544,000	6 月期	12 月期	計
	教育長	509,000	1.5 月分	1.6 月分	3.1 月分

区 分		給料月額等(円)	期末手当		
報 酬	議 長	299,000	【平成 30 年度支給割合】		
	副議長	242,000	6 月期	12 月期	計
	議 員	221,000	1.5 月分	1.6 月分	3.1 月分

●手当の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

区 分	6 月期	12 月期	合計
期末手当	1.225 月分	1.325 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.9 月分	0.9 月分	1.80 月分
合 計	2.125 月分	2.225 月分	4.35 月分

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

(平成 29 年度)

区 分	支給総額 (千円)	職員 1 人当たりの支給月額 (円)
扶 養 手 当	20,178	22,600
住 居 手 当	3,989	24,900
通 勤 手 当	6,864	5,400
時間外手当	31,576	25,700
寒冷地手当	10,303	11,880

平成 30 年 4 月 1 日現在

区 分	福島県市町村総合事務組合支給率		
退職手当		自己都合	定 年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たりの平均支給額 17,807 千円			

※この他在職期間の職責貢献に応じた調整額あり

※支給は福島県市町村総合事務組合が実施

※1 人あたりの平均支給額は平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額

●職務専念義務の免除の状況（平成 29 年度）

主なもの：研修、人間ドック受診、免許更新等

●営利企業など従事の許可状況

許可件数 (件)	許可事例
3	会津坂下町勤労者互助会 事務局長 等

●公務災害の発生状況

公務災害	通勤災害
1 件	0 件

●福利厚生制度の概要や負担状況

区 分	概 要	決算額
福島県市町村 共済組合	短期給付（健康保険）、長期給付（年金）、福祉事業（保健、貸付など）	負担金 209,107 千円
会津坂下町 職員互助会	給付事業（短期給付、福祉給付）、貸付事業、研修および福利厚生に関する事業、スポーツ・レクリエーションに関する事業	9,019 千円

町職員の給与・定員状況を公表します

職員の任命および職員数に関する状況

●部門別職員数

区分		職員数		対前年増減数	
		H30	H29	H30	H29
一般行政部門	議 会	3	3	0	0
	総 務	36	35	1	2
	税 務	10	10	0	0
	民 生	22	24	▲ 2	0
	衛 生	9	11	▲ 2	▲ 1
	農林水産	13	13	0	0
	商 工	5	6	▲ 1	0
	土 木	13	14	▲ 1	▲ 1
小 計		111	116	▲ 5	0
特別行政部門	教 育	42	45	▲ 3	1
普通会計 計		153	161	▲ 8	1
公営企業等 会計部門	水 道	4	3	1	0
	下 水 道	3	4	▲ 1	▲ 1
	国 保	6	6	0	0
	介護保険	5	4	1	0
	小 計	18	17	1	▲ 1
合 計		171	178	▲ 7	0

※上記職員数は毎年4月1日現在で総務省行政局公務員部能率安全推進室で行っている「地方公共団体定員管理調査」（教育長、臨時職員を除く）の人数

●職員の採用および退職の状況

	行政職	技能労務職
採 用	5人（1人）	0人
退 職	12人（5人）	1人（1人）

※採用は平成30年4月1日、退職は平成29年度。
※（ ）は女性数で、内書き

●再任用職員の状況

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
平成30年度	2人（0人）	0人
平成29年度	2人（0人）	0人

※（ ）は女性数で、内書き

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

●休暇制度の種類など

平成30年4月1日現在

種類	付与日数・期間等
年次有給休暇	1つの年度ごとの休暇で、その付与日数は最大20日
病 気 休 暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として町長が規則で定める場合における休暇 主な特別休暇：産前産後休暇（出産予定日前8週間以内および出産後8週間以内の期間）、夏季休暇（7～9月の期間内で5日以内の期間）、引引休暇死亡した者の続柄により1～10日）
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病、または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
介 護 時 間	職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

●勤務時間の概要（一般事務職）

1 週間の正規の勤務時間		38 時間 45 分
開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※生活課などでは、上記と異なる場合あり

●年次有給休暇の取得状況（平成29年度）

平均取得日数
9.6日

●職員の休業に関する状況（平成29年度）

区分	取得者数
育児休業	10人（10人）
育児部分休業	2人（2人）

※（ ）は女性数で、内書き

●職員の分限および懲戒処分状況（平成29年度）

分限処分（人）			懲戒処分（人）			
免職	降任	病欠休職	免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0	0	0	0

●公平委員会の業務の状況（平成29年度）

業務の種類	件数（件）
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	0
人事行政相談の状況	1

●人事評価の状況

評価の仕組み	業務評価、能力評価、最終評価
評 価 者	（基本）一次評価：班長 二次評価：課長
評 価 方 法	評価項目により、複数回の面談を経て評価を実施

●退職管理の状況

退職	再就職先				再就職者 合計（人）
	町特別職	町再任用職員	民間企業等	その他	
13人	0	2	4	2	8

※退職人数に特別職を含む

●職員の研修の状況（平成29年度）

区 分		受講者数（人）	
庁内研修	職 員 全 体 研 修	町として緊急の課題に対応するため重点的に取り組む内容を研修する	224
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス不調者の予防および早期発見・早期対応のための研修	105
	女 性 職 員 研 修	職員の中で 40％を占める女性職員のスキルアップとこれからの担う役割について意識を高めるための研修	11
	3年未満職員サポート研修	3年未満の職員を対象とした研修	5
	ふくしま自治研修センター研修	専門性や職位の業務のレベルアップを図る研修	37
外部研修	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	問題解決型人材の育成のための研修	3
	北本市との交流	姉妹都市「北本市」との交流事業のひとつとして人の交流を図る	5
	そのほか民間研修	職務の専門性を高める研修や実務研修など	17

平成31年度 幼稚園新入園児募集!

申し込み期間 平成30年12月3日(月)～12月8日(土) 正午～午後6時まで

申し込み 各施設とも申し込み時に面談がありますので、それぞれ希望される施設へ入園対象のお子さんと一緒に来園してください。

注意 必要書類については、11月19日以降に各幼稚園および子ども課(南分庁舎)に備えてあります。

▼ 入園対象施設：「坂下南幼稚園」「坂下東幼稚園」

○対象となるお子さん

年 齢	生 年 月 日
3歳児(年少)	H27. 4. 2～H28. 4. 1生まれ
4歳児(年中)	H26. 4. 2～H27. 4. 1生まれ
5歳児(年長)	H25. 4. 2～H26. 4. 1生まれ



※預かり保育料については住民税所得割課税額により算定いたします。

○幼稚園通園区域(行政区)

●坂下南幼稚園：坂下地区(橋本・仲町・小原・新栄町・柳町・諏訪町・鉄砲町・新町・新富町)、若宮地区、川西地区、八幡地区、高寺地区

●坂下東幼稚園：坂下地区(古坂下・上町・桜木町・緑町・本町・茶屋町)、金上地区、広瀬地区

○申し込み：入園予定の幼稚園(坂下南幼稚園・坂下東幼稚園)

持参品(必要書類は、各幼稚園および子ども課(南分庁舎)に備えてあります。)

【①認定申請書、②入園許可申請書、③印鑑】

預かり保育希望の方は、別途『預かり保育申込書』および『就労証明書』などが必要となります。

※すべての必要書類がそろわない場合は、受付できない場合があります。

※平成31年度「保育所新入所児」については、9月25日発行の会津坂下町広報10月号に募集記事を掲載しています。

【問い合わせ ・坂下南幼稚園 ☎ 83-2410 ・坂下東幼稚園 ☎ 83-8590】

児童・高齢者・障がい者虐待は私たちの身近で起こりうる問題です

児童・高齢者・障がい者の虐待は誰の身近にも起こりうる問題であり、地域の皆さん一人ひとりの気づきや声かけなどの見守りが大切です。「このままでは虐待になってしまうかも…」など、「虐待のおそれ」があると感じたら、下記までお知らせください。

虐待の分類 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄や放任 ⑤経済的虐待

児童虐待

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど



性的虐待 子どもへの性的嫌がらせ ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、車内放置、治療を受けさせないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間差別など

高齢者虐待

身体的虐待

暴行の他、意思に反して身体を拘束するなど

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を制限するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、嫌がらせなど

介護・世話の放棄・放任

治療や必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしないなど



障がい者虐待

養護者による虐待

身の回りの世話や金銭管理をしている親族や同居人による虐待

福祉施設従事者などによる虐待

利用している施設の職員による虐待

職場での虐待

雇用主や同僚などによる虐待



虐待かな？と感じたら…

ためらわずにご相談ください！連絡の際、虐待の「証拠」は必要ありません。相談した方が誰なのかわからないように対応をします!!



虐待に関する相談窓口

【児 童】福島県会津児童相談所 ☎ 23-1400
※全国共通3桁ダイヤル「189」
子ども課 子ども支援班 子育て支援係 ☎ 84-3712
【高 齢 者】会津坂下町地域包括支援センター ☎ 84-2700
生活課 保険年金班 高齢者支援係 ☎ 84-1513
【障がい者】生活課 福祉健康班 社会福祉係 ☎ 84-1522

【問い合わせ 子ども課 子ども支援班 ☎ 84-3712】

国民健康保険の給付ってなに？

国民健康保険における“給付”とは大きく「現物給付」と「現金給付」の二つに分けられます。「現物給付」とは保険証を提示して医療機関などにかかった場合に、医療費のうち窓口での支払い額を差し引いた額を医療機関などに支払うもので、被保険者への間接的な給付となっています。二つ目の「現金給付」には下記のようなものがあり、会津坂下町役場の国保の窓口（④窓口）でそれぞれ申請できます。申請には期限がありますので、早めに申請をしてください。また、審査の結果、給付ができない場合もありますので、ご了承ください。

「保険証」「印鑑（認印で可）」「振込先の通帳」と併せて、申請の種類により下記のとおり必要なものをお持ちください。

給付の種類	内 容	追加で必要なもの
療 養 費	やむを得ない事情で被保険者証を提示できなかったり、補装具を作成した際などに支給します。 ※他にも支給される場合がありますのでご相談ください。	領収書 医師の同意書 診療内容明細書
高 額 療 養 費	同月内で同じ病院での自己負担額が限度額を超えた場合にその超えた分が支給されます。 ※限度額は、所得、年齢、入院、通院、支給回数などにより自己負担限度額は異なります。	領収書

※上記の他に出産育児一時金、葬祭費、移送費などの給付がありますので、ご相談ください。

※原則として口座振込でお支払いしますが、国保税に滞納のある方は滞納している期分に充当します。

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変更になりました！

平成30年8月以降から高額療養費の上限額が変更となりました。

高額療養費制度とは、医療機関などで支払った額（入院時の食事、ベッド代など除く。）が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。毎月の上限額は、加入者の年齢や所得などにより異なります。

		70歳以上の方 (70歳以上の方には、外来だけ の上限額があります)		69歳以下の方
	適 用 区 分	外 来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	ひと月の上限額
現役並み	ア 年収約1160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%		252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
	イ 年収約770万～約1160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%		167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
	ウ 年収約370万～約770万円	80,100円 + (医療費 - 842,000) × 1%		80,100円 + (医療費 - 842,000) × 1%
一般	エ 年収約156万～約370万円	18,000円	57,600円	57,600円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	35,400円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	35,400円

※1年間に4回以上該当となった月があった場合は、4回目から上限額が下がります。

ご不明な点などございましたらお気軽に下記までご連絡ください。

【問い合わせ 生活課 保険年金班（④窓口） ☎84-1501】